# 船舶バラスト水規制管理条約

## 背 景

バラスト水に含まれる水生生物・病原菌が本来の生息地以外で排出

- ⇒ 生態系の破壊,人の健康被害(1980年代末から顕在化)
- 2004年2月, 国際海事機関(IMO)で条約をコンセンサス採択

### 主な内容

- ① 基準値を超えるバラスト水の排出禁止(処理装置の設置等が必要) [第4条·附属書D節]
- ② 船舶毎のバラスト水管理計画作成・実施, バラスト水記録簿の常備 【第4条・附属書B節】
- ③ 旗国 ⇒ 船舶の定期的検査, 国際証書の発給

【第7条·附属書E節】

④ 寄港国 ⇒ 国際証書・記録簿確認, バラスト水分析, 違反船舶は抑留等が可能

【第9条·第10条】

# 意義・早期締結の必要性

- 船舶による環境被害の防止のための国際的取組に貢献。
- 近々条約発効要件が充足される見通し※⇒ その1年後に発効

発効までに締結できない場合、日本船舶は、条約上の国際証書の発給を受けられず、締約国の港で抑留される等のおそれが高まる。

(我が国は、締結に際し、処理装置の設置期限につき、IMO決議に沿った留保を付す予定。)

※ 30か国以上,全世界の商船船腹量の35%以上の締結が要件【第18条】 (2014年2月現在,締約国は38か国(仏,独,加,露,韓,リベリア等),商船船腹量の30.38%)

#### バラスト水

貨物を積んでいない時に、船舶を 安定させるため、「おもし」として 取り入れられる水(通常は海水)



積み荷港

